H31.4.1

平成31年度科研費執行における、昨年度からの変更点

【人件費】

アルバイト職員の時間給が以下の通りとなります。また、交通費や社会保険の支給についても、大学の支給基準により、希望により支給が可能となり、長期アルバイトの雇用制限が緩和されます。（自宅から勤務地までの距離が2KM以上の場合、学部・院生等については夏期等休業期間を除く）

